

令和元年 8 月

定例総会（拡大委員総会）
議 事 録

松本市農業委員会

1 日 時 令和元年8月30日（金）午前10時09分から午後0時05分

2 場 所 奈川文化センター夢の森 大会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 23人

1番	青木 秀夫	2番	中條 幸雄
3番	竹島 敏博	4番	百瀬 道雄
5番	中川 敦	6番	金子 文彦
7番	小林 弘也	8番	河西 穂高
9番	丸山 茂実	11番	窪田 英明
12番	塩原 忠	13番	田中 悦郎
14番	柳澤 元吉	15番	長谷川直史
16番	河野 徹	17番	濱 博
18番	前田 隆之	19番	橋本 実嗣
20番	古沢 明子	21番	波多腰哲郎
23番	塩野崎道子	24番	二村 喜子
25番	上條信太郎		

(2) 推進委員 14人

推1番	大月 國晴	推2番	朝倉 啓雄
推5番	太田 辰男	推6番	赤羽 武史
推7番	村沢 由夫	推8番	上條 博志
推10番	中平 茂	推11番	上條 一利
推13番	上條 信	推14番	丸山 寛実
推15番	波田野裕男	推16番	波場 秀樹
推17番	森田 大樹	推18番	中澤 一海

4 欠席委員

(1) 農業委員 3名

10番	岩垂 治	22番	三村 晴夫
26番	堀口 崇		

(2) 推進委員 4名

推3番	大澤 好市	推4番	竹内 益貴
推9番	田中 武彦	推12番	堀内 俊男

5 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第83号、第84号）
- イ 農用地利用配分計画案の承認の件……………（議案第85号）
- ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………（議案第86号、第87号）
- エ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……………（議案第88号）
- オ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……………（議案第89号～第92号）

- カ 贈与税の納税猶予の適格者証明願承認の件……………（議案第93号）
- キ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件…（議案第94号～第97号）

(2) 報告事項

- ア 現況証明の交付状況の件
- イ 非農地照明の交付状況の件
- ウ 農地法第18条第6項の規定による合意契約通知の件
- エ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- オ 農地法第5条の規定による届出の件
- カ 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件
- キ その他

6 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 協議事項

松本市農業施策に関する意見書（素案）について

(2) 報告事項

- ア 令和元年度土地利用型経営規模拡大奨励金の交付について
- イ 主要会務報告並びに当面の予定について

7 その他

8	出席職員	農業委員会事務局	局長補佐	板花	賢治
		〃	局長補佐	川村	昌寛
		〃	主 査	大内	直樹
		〃	主 任	青柳	和幸
		農 政 課	主 事	川嶋	遥
		〃	主 事	宇治	樹
		西部農林課	主 査	赤羽	誠

9 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

10 会長あいさつ 小林会長

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 4番 百瀬 道雄 委員

5番 中川 敦 委員

〔書記〕 板花局長補佐、川村局長補佐

13 会議の概要

議 長 それでは、次第に沿って、まず「農地に関する事項」から議事を進めてまいります。

初めに、議案第83号 農用地利用集積計画の決定の件と農地中間管理権の設定に係る議案第85号 農用地利用配分計画案の承認の件について、一括上程いたします。

農政課から議案の説明をお願いいたします。

宇治主事。

宇治（農政課）

いつもお世話になっております。農政課の宇治と申します。

今後の議案について、全て着座にて説明させていただきます。

今回、特記事項が1件ございますので、7ページをごらんください。

議案第85号の7番をごらんください。○○○○○○○○○になりますが、既に実績のある○○○○○さんが法人化した会社になりますので、新規就農者ではございません。よろしくお願ひします。

特記事項は以上となります。

それでは、議案の説明に入りますので、1ページをごらんください。

5－（1）－ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第83号になります。

合計欄のみ読み上げますので、5ページをごらんください。

合計、一般、筆数9筆、貸し付け5人、借り入れ5人、面積7,712平米。

円滑化事業分、筆数52筆、貸し付け31人、借り入れ20人、面積7満4,293平米。

経営移譲、筆数2筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積876平米。

利用権の移転、筆数1筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積1,057平米。

所有権の移転、筆4筆、貸し付け2人、借り入れ4人、面積5,076平米。

農地中間管理権の設定、筆数12筆、貸し付け10人、借り入れ1人、面積1万9,641平米。

合計、筆数80筆、貸し付け50人、借り入れ32人、面積10万8,655平米。

当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数40筆、面積5万8,071平米、集積率は69.91%になります。

議案第83号は以上となります。

続いて7ページをごらんください。

5－（1）－イ、農用地利用配分計画案の承認の件、議案第85号になります。

合計欄のみ読み上げますので、8ページをごらんください。

合計、設定、筆数13筆、貸し付け1人、借り入れ8人、面積2万3,456平米。

移転、筆数8筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積1万9,890平米。

合計、筆数21筆、貸し付け2人、借り入れ9人、面積4万3,346平米。

当月の利用件設定のうち認定農業者への集積は、筆数 8 筆、面積 1 万 2、7 0 0 筆、集積率は 2 9 . 3 0 % になります。

議案第 8 5 号は以上となります。

議長 ただいま農政課から説明がありました。2 議案に対しまして農業委員さん、また推進委員の皆様から質問、意見がありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。
ただいまから集約をいたします。
以降、議案の採決におきましては、農業委員の皆様を対象に伺います。
まず、議案第 8 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。
続きまして、議案第 8 5 号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することといたします。
続きまして、議案第 8 4 号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件は委員に関する案件になりますので、農業委員会法第 3 1 条の規定により、中條委員には退室をお願いいたします。

(中條農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
宇治主事。

宇治（農政課） 続きまして、6 ページをごらんください。
議案第 8 4 号になりますが、番号 1 番で作物名に「野菜」と記載されていますが、果樹を作付する旨の連絡がございましたので、「果樹」と訂正させていただきます。

それでは、合計欄のみ読み上げます。

合計、筆数 2 筆、貸し付け 1 人、借り入れ 1 人、面積 1、2 5 8 平米、認定農業者への集積はございません。

議案第 8 4 号は以上となります。

議長 ただいま説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。
ただいまから集約をいたします。
議案第84号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。
それでは、退室をしております中條委員の入室を許可いたします。

(中條農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第86号、87号の農地法第3条の規定による許可申請の件、2件についてを上程をいたします。
事務局から一括説明をお願いいたします。
大内主査。

大内主査 それでは、総会資料9ページをごらんください。
農地法第3条の規定による許可申請について説明させていただきます。
議案第86号、殿野入〇〇〇-〇、現況地目、田、1, 116平米を農業経営規模拡大のため、贈与により〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。
続きまして、議案第87号、波田〇〇〇〇〇、登記地目、田、現況地目、畑、2, 782平米を農地の保全のため、贈与により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。
以上2件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。よろしく申し上げます。

議長 地元委員の意見を議案86号からお願いいたします。
初めに、四賀でございますので、金子委員さん、お願いします。

金子農業委員 先般、現場へ行って〇〇〇さんにお会いしました。お父さんのお兄さんという方が〇〇〇、その人の水田がありまして、それを贈与を受けて、農業経営規模拡大のために利用していくということでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長 87号につきましては、波田でありますので、波多腰さん、お願いします。

波多腰農業委員 畑のほうへ行って見ました。〇〇さんですが、農業をしっかりやっております、畑もきれいに管理されており、スイカをつくってあったようで、もう収穫終わってしまっていて、耕運されてきれいになってしまっていて、管理がきれいにしてありましたので、いいと思います。

議長 続きます、全体を通して質問、意見ありましたら、推進委員の皆様初め、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。
農地法第3条の規定による案件、2件について、一括をして集約をいたします。
農業委員の皆様には伺いますが、議案第86号、87号について、原案のとおり許可することに賛成の委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり許可することと決定をいたします。
続きます、88号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、1件についてを上程をいたします。
事務局から説明をお願いいたします。
大内主査。

大内主査 今回、議案について説明する前に、委員の皆様には農地転用に関する説明をさせていただきたいと思っております。
まず、今回は議案には4条、5条ともありませんが、追認の案件についてです。
たまたま追認の案件ですということで、説明させていただきますが、申請者が建物などを建てる際に、その場所が農地だと思わずに建ててしまった、また農地にはみ出して建ててしまったという状況が想定されます。
第1種農地であれば、集落接続や既存敷地の拡張など、現在の転用基準を満たしていることが前提でありまして、その上で、県に申請からの顛末書などを送付して、追認が可能かどうかを事前調整した上で、問題なければ、追認としての申請が提出されるものです。
ただし、建物を含む追認申請は、建築基準法の条件を満たしていることが前提であるため、掘立小屋みたいなものはちょっと難しいのですが、建築指導課の開発担当への確認は必ずするように皆さんには伝えております。
また、追認申請は、そこがないと生活できないという必要性がないと認められないため、庭は認められないです。なので、いろいろな方からご相談

を受けると思いますが、基本的には建物やこれがないと生活できないという、そういう観点で見ていただきたいと思います。

次に、議案書の中の開発行為で、今回の議案書、右のちょっと上のほうに開発行為とありますが、申請人の右側のところなんです、こちらについて説明します。

松本市では、市街化区域と市街化調整区域に区域区分されている都市計画区域とそれ以外の都市計画区域外があります。区域外というと、こちらの奈川もそうですし、安曇、四賀が区域外に当たります。

農地転用許可の案件は、市街化調整区域または都市計画区域外が対象となります。そのうち、市街化調整区域において、建築物を伴う転用は都市計画法にのっとった開発行為が必要となるため、その開発行為に該当する場合は、「申請中」というところに丸がついています。今回、5条で申請中の丸がついているのが3件あります。

転用許可申請に伴う開発行為は、主なもので一般住宅や農家分家住宅などの都市計画法第29条の許可申請、また29条の開発許可申請を要しない農家住宅や農業後継者の別棟住宅、農業用倉庫など、都市計画法施行規則第60条証明が該当になります。

いずれにしても、申請は同時に、農地法の申請と同時に行うこととされていますので、都市計画法と農地法それぞれの基準を満たすことが前提になっておりますので、ちょうど1年たったところですが、こういった説明をさせていただきました。

すみません、ちょっと長々となりましたが、4条許可の説明をさせていただきます。

それでは、議案書10ページをお願いします。

農地法第4条の規定による許可申請承認の件です。

議案番号88号ですが、この件につきましては、先月の定例総会で報告させていただきました。今回申請がありましたので、内容について説明します。

反町〇〇〇-〇、現況地目、畑、772平米のうち0.18平米、1筆に惣社のお住まいの〇〇〇〇さんが営農型太陽光発電施設を一時転用する計画です。期間は許可日から3年間です。農地区分は第1種農地ですが、一次的な利用に供するもののため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。

以上です。よろしくをお願いします。

議 長

この88号に対しまして、地元委員、金子委員さんから意見をお願いいたします。

金子農業委員

月に二、三回くらい行って見ておりますけれども、〇〇〇〇さんの奥さんとか、またお子さんが見えて、周辺の草を刈ったりしております。また、松本一本ねぎにつきましては、非常によい生育で、青木さんからのご指導の中で、立派にできておりますので、この案件については、よろしいので

はないかというように思います。

以上です。

議長 現地調査委員の意見をお願いいたします。
塩野崎さん、お願いします。

塩野崎農業委員 今回の説明あったように、これ、写真を見ていただくと、この太陽光がとても高くあるものですから、例えばネギのわきも、ちゃんとトラクターとか農業機械が入って、農地もきれいに耕作できるところと、それからたまたまこの〇〇さんのお姉さんだったか妹さんがちょうど見えていて、とてもやる気があるってということがよくわかりましたし、ネギもしっかりと本当につくってあって、後の始末も機械やなんかもきちっと入ったりしてできるということで、ほかに影響もないし、いいじゃないかなと思って見してきました。
以上です。

議長 ほかの委員の皆さんで本件について質問、意見ありましたら、お願いをいたします。
長谷川委員。

長谷川委員 3年間とありますが、普通10年とか20年では。

議長 大内主査。

大内主査 規定により、もし〇〇さん自身が認定農業者であれば、最長10年まで一時転用の許可ができるんですけども、認定農業者や法人等でない限りは3年間が最長期間となりますので、今回3年ということになります。

長谷川委員 それでは、3年ごとに更新。

大内主査 そうということになります。

議長 他に意見ありますか。
波田野委員。

波田野推進委員 これは既存のところからひっかかった分で申請ということかね。0.18平米なんて、ごくわずかな数値だが。

議長 大内主査。

大内主査 0.18平米というのは、各支柱、パイプがありまして、そこの面積を合計した数値になります。

波田野推進委員 見かけ上の面積ではなくて、設置している部分の転用ということ。

議 長 ほかにどうですかね。
河野委員。

河野農業委員 22キロでどのぐらいの投資額。

議 長 大内主査。

大内主査 投資額とおっしゃいますと、やはり今回の最初の施設の設置に関するものだと思いますが、今回、まず設置の費用で1,160万円ほどになります。一時転用の場合は撤去の費用も見込まなくてはならないため、それが約110万円ほどとなっております。以上です。

河野農業委員 ありがとうございます。

議 長 ほかにどうですか。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見がないようです。
ただいまから集約をいたします。
議案第88号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。
どうですか。もう一回お願いします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、89号から92号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、4件についてを上程をいたします。
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。
大内主査。

大内主査 それでは、議案書の11ページをお願いします。
農地法第5条の規定による許可申請承認の件です。
議案第89号、今井〇〇〇-〇、現況地目、畑、277平米、1筆に梓川俣にある〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が建売住宅を新築する計画です。農地区分は第1種農地ではありますが、位置的代替性がなく、集落に接続しているため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。

続きまして、議案第90号、今井〇〇〇〇、現況地目、畑、2, 456平米、1筆に今井にある〇〇〇〇〇〇〇〇が資材置き場、駐車場を新設する計画です。農地区分は第2種農地ではありませんが、位置的代替性がないため、許可相当と判断しました。

続きまして、議案第91号、寿白瀬淵〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、683平米外1筆、計2筆、727平米に双葉にある〇〇〇〇〇〇〇〇が建売住宅を新築する計画です。農地区分は第3種農地であり、原則許可ですので、許可相当と判断しました。

続きまして、議案第92号、岡田伊深〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、201平米、1筆に筑摩にお住まいの〇〇〇〇さんが農家分家住宅を新築する計画です。農地区分は第1種農地ではありませんが、位置的代替性がなく、集落に接続しているため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。

なお、これらの案件については、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。

以上、4件、5筆、3, 661平米になります。よろしく申し上げます。

議 長 議案第89号ですが、今井でありますので、地元委員の田中会長代理、お願いします。

田中農業委員 それでは、89号についてご説明申し上げます。

場所ですけれども、今井の中、朝日街道、今井から朝日へ抜ける道がありまして、〇〇〇〇〇から南のほうへ500メートルくらい行った左側にあります。写真ごらんいただいたらわかると思いますけれども、3方を家に囲まれておりまして、この前が朝日街道、朝日へ行く道であります。ここは写真のとおり、ほかのところ、農地に迷惑かける要素もございませんし、場所的にも上新田地区ということで、比較的今井の中でも朝日寄りであります。ここで人口減少も著しいところでありまして、ここはやむを得ないというように判断をいたしました。

以上です。

議 長 現地調査をしていただきました塩野崎さん、お願いします。

塩野崎農業委員 今、地元委員さんのおっしゃったとおりで、周りに囲まれて、とてもここで農地としては使えないんじゃないということと、それから持ち主の方がもう横浜に住んでいらっしゃるということで、いずれは、この左に見えている煙突のあるこのうちは今、住んでいないんですが、ここも壊して、2棟の建売住宅を建てるということになっているようですが、周りも家で囲まれていますし、特に問題はないんじゃないかなと判断してきました。

以上です。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長

意見がないようです。

ただいまから集約いたします。

議案第89号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長

全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。

続いて、90番も今井でありますので、田中代理、お願いします。

田中農業委員

それでは、議案90番についてご説明申し上げますが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇北側の東に当たるところで、今井というテリトリーなんですけど、基本的には笹賀に近い、また神林と隣接している場所でありまして、周りは既に農地としては見当たらないといえますか、ところではありませんので、これもいたし方ないというふうな判断をいたしました。

以上です。

議長

現地確認をいただきました二村委員さん、お願いします。

二村農業委員

今、地元の田中委員さがおっしゃられたとおり、これ見ていただくと、奥のほうに木が見えるんですけども、このあたりももう本当に荒れてきていまして、この今回申請の手前の畑も、やっぱり草がいっぱい、このまま、ちょっと本当にこの地域は心配な場所だなというように思いました。この資材置き場、それから駐車場をされて、きちんと管理していただいたほうが本当にいいのではというように判断してきました。

以上です。

議長

ありがとうございます。

ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

意見がないようです。

ただいまから集約いたします。

議案第90号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。

続いて、91番であります。寿白瀬渕であります。河西委員さん、お願いします。

河西農業委員 まず場所ですが、〇〇〇〇〇から北に100メートルほど行った住宅地に囲まれた三角地ということになります。三角地ですから、農地としての利用価値は非常に低いものだと考えます。そこで〇〇さんはキウイフルーツをつくっているんですけども、こちらの写真の1番を見ていただければわかるように、現状、しっかりしたキウイフルーツが収穫できるという状態ではなく、本人も営農を続けていくことがもう困難だということ、あと後継者が見当たらず、そのような土地の条件ですので、借り手もつく見込みも薄いという事情があります。それで、今回、建売住宅の販売会社の〇〇〇〇〇〇さんが建売住宅をつくり、販売するという計画になっていまして、そういった事情をかんがみて、やむを得ない案件ではないかというふうに思います。

議長 現地調査をしていただきました二村委員さん、お願いします。

二村農業委員 本当に今言われたとおり三角地で、キウイフルーツも日の当たるところだけはなっていましたが、もうほとんど中は枯れ込んでいて、これをこのまま継続するのはとても無理です。下草もまったく刈っていませんでした。それで、この周りはぐるぐるっと家があって、もう消毒をするような作物は無理です。子供の通学路にもなり、ここをこのままにしておくと、本当に危ないなというふうに思う場所で、逆にこれを改善したほうがいいなって反対に思うくらいの場所でしたので、ここは言うとおりにやられたほうがいいのではないかなというように判断いたしました。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。
ただいまから集約をいたします。
議案91号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手をお願いたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。

25 平米外 2 筆、合計面積 3, 877 平米について、贈与税納税猶予の適格者の承認を受けるものです。

以上 1 件になります。よろしく申し上げます。

議長 議案 93 号については、地元委員の意見をお願いいたします。
濱委員さん、お願いします。

濱農業委員 ○○○さんですが、息子さんと 10 年ぐらいいっしょにやったということで、田んぼ 3 枚はきれいに管理されておりまして、毎年いい状況で耕作続いていますので、いいと思われま。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。
ただいまから集約をいたします。
議案第 93 号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、議案第 94 号から 97 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、4 件についてを上程をいたします。
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。
大内主査。

大内主査 それでは、総会資料 13 ページをごらんください。
引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。
議案第 94 号、高宮南にお住まいの○○○○さんが高宮中○○○-○、376 平米外 4 筆、合計 1, 017. 84 平米について承認を受けるものです。

続きまして、総会資料 14 ページをごらんください。

議案第 95 号、島内にお住まいの○○○○さんが島内○○○-○、1, 400 平米外 7 筆、合計 1 万 3, 417 平米について承認を受けるものです。
また、島内○○○-○、1, 474 平米外 5 筆、合計 1 万 1, 667 平米については、特定貸付を行っています。

続きまして、15 ページをごらんください。

議案第 96 号、村井町北 2 丁目にお住まいの○○○○○さんが村井町北 2 丁目○○○-○、465 平米について承認を受けるものです。

続きまして、議案第97号、寿中2丁目にお住まいの〇〇〇〇さんが寿中2丁目〇〇〇〇ー〇、566平米外1筆、合計939平米について承認を受けるものです。

以上4件になります。よろしく申し上げます。

議長 それでは、議案第94号について、地元委員の意見をお願いいたします。青木委員さん、お願いします。

青木農業委員 〇〇さんなのですが、〇〇〇の近くに自宅があって、その自宅の裏と、それからその周りに2カ所ということで、全部畑でございますが、ご夫婦で畑作をしております、夏カボチャ、松本一本ねぎからナス、トマト、キュウリ、カボチャ、サツマイモときれいに、実は私もびっくりするくらい草がきれいに取られて栽培されておりましたので、問題ないと思って判断してまいりました。

以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。ただいまから集約をいたします。議案第94号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定いたします。続いて、95号でございますが、島内でありますので、河野委員さん、お願いします。

河野農業委員 〇〇〇〇さんの案件でございますが、これ、自分でつくっているところ、最初の二筆ですかね。残りは特定貸付ということになっております。すべての農地、堀内推進委員さんと一緒に見てまいりましたが、全て水稻がきれいに作付されていて、収穫を待つばかりという状況でしたので、問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。
ただいまから集約いたします。
議案第95号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続いて、96でございますが、村井町でありますので、窪田委員さん、お
願いします。

窪田農業委員 場所になりますけれども、土地のすぐ東側が〇〇〇〇の〇〇〇〇〇になり
ます。それから、西側が50メートルぐらい離れて〇〇〇が南北に走って
いるところでありまして、南側は〇〇〇とか〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
なんかが入る〇〇〇〇の駐車場のすぐ北になります。現況地目は田ということであ
りましたけれども、実際にはネギとかニンジン等、野菜が数種類栽培され
ておりました。耕作は適当にされていたなというように判断いたしますの
で、報告させていただきます。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いいたし
ます。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
集約をいたします。
議案第96号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたしまし
た。
続いて、議案第97号でございますが、寿でありますので、河西委員さん、
お願いします。

河西農業委員 本件の場所は、〇〇〇〇の西側真っすぐ行ったところの住宅地の中にある
畑でした。現況なんですけれども、作物は特に植わってなくて、ロータリ
ーが全面的にかけてあるという状態でした。ご本人に少しお話も伺ったん
ですけれども、少しそういう状態だけれども、作付していきたいというよ
うな話を伺いました。ちょっと微妙なところではあるんですが、一応ロー

タリーとかかけていて、営農しているのかなって思うように思います。
以上です。

議 長 この 97 号に対しまして、ほかの委員の皆様で質問、意見ありましたら、
お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 意見がないようです。
議案第 97 号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいた
します。
続きまして、農地に関する事項、報告事項に入ります。
事務局からの報告事項アからカについて、一括説明をお願いいたします。
大内主査。

大内主査 それでは、報告事項のアからカまで説明します。
これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決
により処理しました。

16 ページ、現況証明の交付状況の件、1 件、17 ページ、非農地証明の
交付状況の件、2 件、18 ページ、農地法第 18 条第 6 項の規定による合
意解約通知の件、6 件、19 ページから 21 ページ、農地法第 3 条の 3 第
1 項の規定による届出の件、23 件、22 ページから 24 ページ、農地法
第 5 条の規定による届出の件、11 件、25 ページ、農地法第 4 条の規定
による農業用施設届出の件、1 件。

以上です。よろしく申し上げます。

議 長 ただいまの報告に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発
言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見がないようです。
これら報告事項につきましては、事務局の説明のとおりでありますので、
ご承知おきをいただきたいと思います。

報告事項の最後でございますが、本年 6 月に報告いたしました梓川地区の
営農型太陽光施設について、事務局からその後の状況報告をお願いいたし
ます。

川村補佐。

川村局長補佐

ご苦労さまでございます。

お手元の資料、1枚物ですけれども、営農型太陽光の資料がございますので、それに基づき説明させていただきます。

6月にも若干触れさせていただきましたが、上のほうの表の一番下にありますとおり、前申請者の〇〇さん、昨年12月にお亡くなりになられたというところで、相続のほう、お母さん、息子さん等いるわけですけれども、お母さんというか、奥さんですね。この奥さんのほうに相続が決まったということで、奥さんを転用事業者として、ほどなくというか、来月申請予定ですので、事前に状況を報告させていただくものでございます。

前回までは、ご承知のとおり、フキという形でやっていたところなのですが、前申請者の方も、植えかえ等行って、努力はしたところなのですが、若干、生育状況がよくないという中で、今回、お母さんと息子さんと、専業農家で果樹を中心にやっている親子なんですけれども、栽培品目をワラビのほうに変更させていただくという形で計画しているところでございます。

2の(4)にもありますとおり、栽培方法といたしましては、3月下旬から4月上旬に定植、補植という形となります。現在は、フキという形で許可がおりている形ですので、今、フキのところにワラビを植えるということはちょっとできないという中で、私も毎月定期的に現地を見回っているわけなんですけれども、やはり定期的に除草はするんですが、除草、いわゆるワラビを刈るというような状況です。つまり、ワラビのほうが大分押してきているような状況の圃場でございます。

収穫につきましては、ウのところにもございますとおり、4月中旬から7月を予定していると。この春見に行ったときには、刈り取る前、定期的な除草をする刈り取る前のときには、周辺のところでは鉛筆くらいの太さのワラビが大変生えている状況でした。

出荷方法につきましては、道の駅、地場産、あるいは農協というような形を予定しております。

現在も、定期的な除草を行う前は、近所の方がとって行って、その後、除草も定期的にやっているということです。

出荷開始時期は、来年の4月と。山菜の芽吹きですので、4月くらいと。今年みたいにちょっと山菜の芽吹きが遅いような年には、5月くらいにずれ込む可能性もございます。

私から説明は以上でございます。

議 長

ただいまのこの太陽光施設計画につきましての状況報告につきまして、委員の皆様から質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

河野委員。

河野農業委員

先ほどもあったわけですが、営農型太陽光発電という、施設ということで、

こちらのほうは96キロワットということで大きいわけですから、ちょっと今の川村補佐の説明の中で、いわゆる栽培品目、当初の計画からワラビというようなお話がありまして、一番要点は、あとその栽培が継続できるかということが大きなポイントになると思うんですが、これ、96キロワットという、多分3,000万円とか前後のお金を投資するわけですから、3年後に、言い方は悪いけれども、撤去すると。一時転用を継続しませんという判断はなかなかしづらい。一番そこがポイントかと思います。

先ほどの地元委員さんのほうで、きっちりやっているというようなお話でしたが、ちょっと微妙なね、ワラビとかいうのは微妙な作物なんで、外見的にきちっとやっているかどうかというのは、なかなか、これ、あと地元委員がフォローしていかなければいけないというようなことかと思いますので、なかなかその辺も、申請があった段階で、きちっと確認をして、審査をするということが必要になるかと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 川村補佐。

川村局長補佐 まさにご意見のとおりだと思います。法の規定というか、そういう中では、作物変更というのは認められていると。作物変更する際には、より収量性というか、それがいいものにしなさい。これ、当たり前の話なんですけれども、ただ、今回、品目を変えるということは、当初計画は著しくよくないということとなりますので、余りいい話ではないんですが、相続で経営する者が代わるというところもございまして、当事務局のほうとしても、やはり下のほうの営農もしっかりやってもらうような形で継続していただきたいというようなことは思っておりまして、先ほどもちょっと触れましたけれども、事務局のほうとしても、定期的に現地は確認させていただいております。来月、先ほども触れましたが、総会のほうに諮って、ご意見をちょうだいしていくところなんですけど、その結果によって、継続というような形になりましたら、引き続き事務局のほうとしても現地の状況確認等していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 ほかの委員の皆様でご意見ありましたら、お願ひします。

この案件につきましては、本来、前の設置者が3年過ぎて、今年も8割のフキの収入がなければ撤去してくださいよと、そういう話で1年猶予を見たわけでありまして。

ところが、先ほどの話のように、12月の何日かに地主さんが亡くなったと。それとまた、その後、また相続の問題等もございまして、しかしながら、息子さんが果樹の経営をされているというようなことでありまして、本来でありますれば、この私どもの方向性の中で、本当は撤去してもらわなきゃ、松本市農業委員会としても、これはそういう約束で始まっているわけですから、本当は撤去がこれは本筋だと思うわけでありまして。

そこで、事務局としても、私も県といろいろなすり合わせをした中で、県の担当者も開口一番に言うことが、営農の継続が大事だと言うわけであり、そのまま行きますと、作物の変更をして、何でもできるというような状況もあるわけでありましたが、県のいわゆる方針として、営農の継続が最優先であるというふうなことを言うもんですから、これで松本市が筋論を通して、これはもう撤去してやめろというふうに言っても、これ、上へ上げていっても、多分県は許可をすると思います。

そこで、今、河野さんの言われたようなそういう形で、大変ご苦労ですが、来月許可になった場合は、地元の農業委員さん、また最適化の委員さんらによく状況を把握して見ていただきまして、文書も1つ、もし改善があれば、こうしますというような確約書みたいなものも出してもらいながら、これから進めていきたいというような、この間、役員会の話の中では、そういう方向でお願いをしたいということですが、ほかにこの件に関しまして意見がございましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議 長

意見がないようです。

本件につきましては、ご承知をいただきまして、来月の定例会で議案を上程予定ということであり、その際に、さらにまたご審議をお願いしたいというように考えております。お願いいたします。

続きまして、その他農業委員会業務に関する事項に移ります。

本日は、会議案件が少ないというようなことでありまして、休憩をとりますので、ご理解をお願いいたします。

まず、協議事項から、松本市農業施策に関する意見書（素案）についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

使います資料は、総会本冊資料とは別でございまして、この意見書の素案、8月15日現在のものと、あわせまして意見書の素案に対する意見ということで求めたもの、この2つで説明しますので、よろしく申し上げます。

長くなりますので、着座で失礼させていただきます。

事務連絡にありますとおり、これまで農業振興委員会4回協議を行いましたが、8月15日現在の素案を作成しました。それで、今回、素案に対しまして、皆様から何かご意見があればということで、事前に意見等を求めています。これまでのところ、青木委員と中川委員と、それから会長から具体的な事例などをいただいております。

なお、まだ出されていない委員もおられるかと思いますが、紙じゃなくても、もし何かご意見があれば、今回推進委員の皆様も含めまして、ぜひ建設的な意見をいただければと思います。

それで、今後の予定でございまして、来月の9月の総会で意見書を決定し

ます。10月2日に市長に意見書を出しまして、11月14日です。当初の予定とずれておりますが、11月14日に市長懇談会というふうに続きますので、お願いいたします。

それでは、意見書の素案の本体に入ります。

全部で4つの項目があります。

まず、項目1が一番議論としては長くなるかと思いますので、項目2から4、こちらを先に進めさせていただきます。

項目2でございます。果樹産地の再構築に向けた支援について。

意見・要望事項は、本市の主要果樹の生産量を確保し、ブランド力を維持するため、意欲的な生産者や未来の担い手のために果樹団地の耕作条件の改善、新たな果樹団地の整備など産地を再構築するために必要な支援を行われないということでございます。

説明としましては、市内果樹産地では生産者の高齢化、離農が進み、年々生産量が減少。特に、中山間地では、耕作条件に恵まれないリンゴ園、ブドウ園が多数存在。果樹棚など生産施設の老朽化、傾斜地であるがゆえの作業性の悪さからその傾向が顕著、離農が顕著ということでございます。

親元就農、Uターン就農など、新たな担い手を迎え入れて今後も一定の生産量を確保するには、導入から半世紀以上が経過し、老朽化が進んだ生産施設の補修や更新、抜本的な対策としては耕作条件の改善、大区画化、新たな果樹団地の造成など、効率的な産地に生まれかわることが急務。

そのためには、補助制度を活用することが生産者の支えになる。受益者負担が生じない国の農地中間管理機構関連農地整備事業の採択を視野に、今後計画を具体化させていければと考える。

ただし、国の用件に適合しない場合もあり得るので、市の補助制度の活用など、幅広い可能性の中で検討を進めたい。

産地の再構築に向けて、情報提供、補助の仕組みづくりなど、必要な支援をお願いする。

添付資料としては、個別要望として、山辺等の2事例の要望をつけております。

3ページ、4ページが山辺地区でございます、具体的には、中川委員のほうからご提案いただいた内容でございます。

お読みいただければと思うんですが、山辺地区、古くからのブドウ産地がこの先が危うくなっているということでございます。約290経営体のうち250経営体、ほとんどが栽培面積40アール未満の小規模な農家と。しかも、兼業、零細、高齢農家の集合からだ。毎年10人以上の生産者が離農しており、このまま行けば産地が危ないということでございます。

ブドウ棚の多くは、50年以上が経過、老朽化が著しい。傾斜地の狭小なブドウ園を中心に遊休化も進行している。それで、新しい就農者ですね。定年就農、親元就農、Uターンなど、新たな担い手はそれなりに存在するんだけど、新しくブドウ園を借りたくても、補修が必要なため、容易に借りることができない。所有者サイドも、補修費を出してまで自身のブドウ園を守っていこうとする意識というか、空気がないと。

また、別問題として、稲作経営においては、大型機械が入らない圃場整備が行われていない水田が多数あって、収益が上がっていない。こういった状況の中で、日本屈指のブランド銘柄を誇る山辺のブドウを維持することが大きな課題なんだけれども、将来を考えれば、ブドウ生産者が減少しても、一部意欲的な担い手はその減少分を補えば、産地の再構築ができるんじゃないか。そのために、老朽化したブドウ園の再生と収益が上がらない水田地帯に新たなブドウ団地を造成するのはどうかという、こういう提案でございまして、具体的な補助のイメージは4ページに添付したところでございます。

所有者負担というようなところまで踏み込んで中川委員にご提案いただいております。

5ページ、6ページは岡田地区の要望でございまして。

ご承知のとおり、岡田地区は傾斜地でございまして、リンゴ産地としても古い歴史がありますが、平場と比べて耕作条件が悪いということでございます。やはり将来の産地を憂慮しまして、今動かないといけないということでございます。

問題もありまして、遊休化したリンゴ園では木の伐採が進んでいないと。鳥のえさ場や病害虫の温床になって、産地全体に影響を及ぼしている。

また、蟻ヶ崎地区とは背中合わせでございまして、消毒問題、騒音問題などがあります。ですので、新しい効率的なリンゴ園を整備していかなきゃいけないんじゃないか。その必要性に迫られているということで、今後、地区内の合意形成、そして資本投下が必要な圃場の見きわめ等行いまして、新たな果樹産地を形成したい。

そのために、国の農地中間管理機構関連農地整備事業、受益者負担がない事業、長野市では既に先進的な取り組みが始まっておりますが、この事業を活用できればということで、事業の進捗に対する市の助言ですとか、財政支援をお願いしたいという内容でございまして。

それから、項目3、項目4もまとめてご説明します。

項目3は、労働力の確保支援ということでございます。

果樹農家等の繁忙期における短期労働者の確保に向けて、市の既存事業のさらなる活用を求める。あわせて、集落営農経営や農業法人等の従業員の確保に向けて積極的に支援されたいということでございます。

リンゴ農家、ブドウ農家、一部の野菜農家など、一時的な労働力不足が深刻だと。

市の事業としては、アグリサポート事業ですとか、ブドウ農家のデイリーサポート事業がありますけれども、大規模農家や高齢農家等を中心に人手が足りていません。

子育て中のお母さん、学生など、比較的自由な労働時間を提供できる方への周知、また同様の事業を行うシルバー人材センター、ハローワークとの連携、労働力の仲介に当たって、市が積極的な役割を担えないかということでもあります。

また、集落営農経営、農業法人では、社員の年齢構成が高まっている。新

たな社員の確保に課題がある。世代継承にも課題があるということでございます。

定年後機能者の雇用を当てにしておりましたが、企業は定年の引き上げや従業員の新雇用にかじを切っています。今後ますます労働力の確保が困難になるんじゃないか。

J Aグループでも「J A長野県農業労働力支援センター」を設置しまして、大規模農業者を中心に、広域的に労働人材の調整を担う事業を始めたところでもあります。

集落営農経営や農業法人の人材確保、経営安定化に向けて、例えば市内で独立就農を目指す新規参入者に対して、これら法人への一時就農をあっせんする。農業技術を身につけるために有効な手段と位置づけ、積極的に紹介するというようなことはできないか。市の一歩進んだ支援を求めたいという内容でございます。

項目4は、項目1から項目3がちょっと暗い内容でございまして、項目4は河西部の農業委員や推進委員さんのかねてからの要望でありますので、これを持ってきております。

松本インターチェンジ周辺への大規模農業観光施設の整備についてということでありまして、玄関口である松本インターチェンジ周辺へ、本市を初め、中信平の豊かな農業の象徴施設として、数々の農畜産物の逸品、その加工品等を一堂に集め、この地の農業・農地・水利等の概要、すぐれた農業技術を紹介する博物館、地域の極み食材を提供するレストラン、直売所などを設置した大規模農業観光施設の整備に向けて、その可能性を検討されたいという内容です。

説明のほうですが、中信平の農業のポテンシャルは国内有数でありまして、代表的なものとして、波田のスイカ、梓川や今井のリンゴ、山辺ブドウ、山形長芋、そのほかセロリ、キュウリ、夏秋イチゴ、切花、ソバ、お米、信州牛、日本酒、ワイン、クラフトビール、信州サーモンやワサビなどさまざまな数々の品目があります。松本一本ねぎ、保平蕪といった限られた地域の特産品、伝統野菜もありまして、実に多彩であります。

日本の屋根の懐にあって、清らかな空気・水、豊かな土壌に恵まれ、明瞭な四季、昼夜の寒暖差、太陽光の強さがクオリティーの高い農産物を支えています。

また、古くからトマトジュース、ジャムの生産、みそ、酒づくり等、農産物加工が盛んでございます。

たぐいまれなるこの地、そしてこの中心に位置するこの松本に象徴する農業総合観光施設を整備し、すぐれた情報を日本や世界に向けて発信することは、農業を含めた産業振興に極めて有効と考えられます。

松本インターチェンジ周辺には、中信平一帯に大型観光バスやマイカー等で訪れる観光客を収容し、数々のすぐれた農産物を紹介したり、観光客の視覚と味覚に訴えるような大型施設が見当たりません。

松本波田道路等建設を控えております。大規模観光施設を整備することは、歴史の里、日本浮世絵博物館、周辺酒蔵との連携による相乗効果も生まれ

ます。

「三ガク」にちなむ松本の観光資源、山雅を核とするまちづくり、その他文化、芸術、スポーツ等数々のイベントを生かすためにも、この地に一大拠点施設をつくることができないか。

手法としましては、市が直接または間接的に関与、もしくは民間施設の誘致の可能性を含め、未来に向けて検討する価値があるのではないかということをございます。

最終ページには、巻末資料ということで、意見書を総括的に説明できる図を添付しております。

ということで、まず先に項目2から項目4までご説明しましたので、ご協議をお願いします。

議 長

今、板花補佐から項目2から4までの説明があったわけでありますが、この形で意見書をとということで、素案として出したわけでありますが、委員の皆様からこれに対しましてご意見ありましたら、発言をお願いしたいと思います。

先般も私ども役員と、それから経済地域委員の市議の皆様8人と意見交換をしたわけでありますが、1は除いて、2からこの最後4まで議論をいたしまして、4については、それぞれの議員さんも積極的にこういうのはいいんじゃないかという意見が大多数でありました。

それから、担い手の確保、労働力の確保の問題につきましては、やはり議員さんからも指摘がございました。外国人に関する対応はどうなっているかとかいうような議論もございました。

ただ、農繁期だけ外国の人たちをお願いしても、農閑期のいわゆる雇用も考えなきゃいけないじゃないかというような意見もありました。

そこで、それぞれの市議さんからは、やはりその立場、立場でいろいろな発言があったわけでありますが、田中農業振興委員長、どうだい。この内容、補足で皆さんに説明することがあれば、2から。

田中委員長

ああ、2から。わかりました。

基本的には、成果の理想を何に求めるか。我々が意見や建議を申し上げて何を求めるか、どういうふうなイメージを持つかというのが基本的な大事な点だと思います。

その中で、2、3、4、非常に具体的で、ただ、ちょっと遠いかもかもしれませんが、そういった中で、今、会長おっしゃったとおり、市議の皆さんとのコンタクトも比較的うまくとれましたし、向かう方向はそれほど違わないんじゃないかと。

ただ、2については、我々はこう提案する限りは、やはり我々は動く必要がもちろんありますし、その辺の覚悟を持って2の項目はいかなきゃいけないと思いますし、3は、基本的には労働力なんですけれども、担い手の問題も集落営農の関係もそうですが、うまくリンクできないかということで考えております。

それと、4番目は、ソフトもハードもハートも大事ですので、そこら辺は、5年とか、ちょっとやや向こうのスタンスを見ながら、我々も具体的に提案していくということが我々のスタンスではないかというふうなことで今のところ考えております。

以上です。

議 長

田中委員長から、今、かような状況の話があったわけではありますが、これに対しまして委員の皆様から何かご意見がありましたら、お願いしたいと思っております。

逆に、今、人・農地プランを立てて、農業委員会はそれぞれの立場でいろいろな議論に当たりましょうということを口酸っぱく言われているわけがありますが、その典型が、先ごろ河西部で農協との懇談会をやって、かなりのいい成果が生まれたというような話も聞くわけではありますが、いずれにしても、機構のこれだけの補助金をいただいて事業を展開するには、やはりそれぞれの地権者に対する説得というか、それが一番大事なような気もいたしますし、逆に、行政からどこまでやってもらえるんだというふうに聞かれた場合には、やはりそれなりの覚悟を持って我々対応していかなきゃいけないなというふうな思いもいたします。

そんなことで、この意見書をもう少し、もう一回来月やるだよね。そのようなことではありますが、これにつけ加えて、何か皆さんから意見ありましたら、お願いしたいと思っております。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

それでは、1の市街化調整区域における土地・建物規制のあり様についてを議題といたします。

板花補佐、お願いします。

板花局長補佐

それでは、意見・要望事項を読みます。

市街化調整区域における現在の土地・建物規制のありようについてご考慮いただき、農村に人々が訪れ、農業にかかわる人口がふえ、農村景観が美しく保たれ、そしておのずと集落に活気が生まれるような地域づくりの理想に近づける方策を示されたい。

説明です。

旧松本市、梓川地区、波田地区では、都市計画法に基づき、市街化区域と市街化調整区域の線引きがなされている。

市街化調整区域には、非線引き区域と比較して、開発行為や建築行為が厳しく制限されており、原則的には農家住宅または農家分家しか建てることのできない。

近年、市街化調整区域、とりわけ中山間地では、耕作放棄地問題に加え、集落の高齢化、人口の減少、さらには地域コミュニティーが維持できない

といったさまざまな課題が浮上している。

農業委員会は、平成28年の法改正で農地利用の最適化を推進する立場に置かれたが、特に中山間地では、農地の荒廃化や農地の集積といった課題以前に、受け皿となる担い手をどのように確保するか、率直に言えば、いかに人に住んでもらうかが重要となる。

市街化区域と市街化調整区域の線引きは、過度な開発圧から農地や農業を守るために導入されたと理解しているが、時代の変遷とともに、この制度が農村の活力を奪うことになってはいないか。

事実、市街化調整区域に人が移り住むにはある一定のハードルがあり、例えば市街化調整区域で空き家が発生しても、農家資格の有無や住宅用途に応じた建てかえ制限等で、外部からの定住者を安易に募ることができないなど、移住する立場にはわかりづらさが残る。

線引きの効果は十分認めた上で、今後は、農地を守ることと農村に活力を与えることが両立できる弾力的な運用を含めた制度のあり方を検討すべきではないかとまとめまして、まとめ方が難しく、抽象的な表現を補うために、添付資料として具体的な事例をとということで、委員に提案を求めています。

そして、提案を求めたところ、これまでのところ3つ、3人から出てまいりまして、まず青木委員の内容でございますが、旧市地区は、旧市地区だけの課題ではないかと思いますが、畑が幾つかに分散していて、畑から畑への移動に時間がかかる。農業機械を1カ所に置いていると。作業効率が悪くて、思うように作業が進まなくて悩んでいると。

畑に農業資材置き場、プレハブ等があると便利で、作業効率が上がる。ぜひ認めてほしい。特に調整区域ということで、中には、旧市地区ですので、軽トラックを持たないような小規模な農家もいると。刈り払い機とか、くわとか、噴霧器とか、肥料等の運搬、軽トラックじゃなくて、乗用車のトランクで移動しているような人もいます。分散している畑全部とは言わないけれども、その方面、方面に拠点となるような資材置き場的な施設が認められればいいなあという内容です。

中川委員からは、正方形の畑ではないんですが、ちょっといびつな畑に長方形の加温ハウスが建たっていると。そうすると、空き三角の中途半端で活用されないスペースがどうしても生じてしまう。現状は、軽トラックの駐車スペースとして利用しているんだけど、そこに倉庫、コンテナハウスみたいなのを設置したいということなんですが、青地であるために、都市計画法ですとか、農振除外申請等、一緒に手続が必要だと。倉庫や駐車場スペース以外に用途がない区画であるのは明らかだと。何とかならないかということですが、そこら辺の弾力的な運用、規制緩和ができないかというような内容です。

あと、小林会長は、中山の事例ですけれども、県道から20メートル離れたところで、農家住宅を改造してそば店を開業したいという相談があった。けれども、50戸連たんの外側で、市の基準に合わないため4階の建築指導課のほうからちょっと認められなかったというケースがある。

また、別の案件でも、これも中山なんですけれども、大きな農家が負債を抱え家屋を売却したと。その家を購入した業者が、民泊施設として申請したところ、確認がおりたと。理由を聞くと、50戸連たんのうちだからということなんですけれども、この集落には明らかに20戸ほどしか住宅はないと。50戸連たんと言っても、20戸しかないじゃないかということでもあります。

ただ、この家の家族は、この地に愛着もあって、住宅のわきにある農地を転用して住宅を建てたいという希望があったんですけども、そこは11号指定区域ではないということで、認められなかったというような、なかなかわかりにくい判断を伴う部分もあるようなこととございますが、さらにこの意見書に具体的な事例をもう少し書き込んでいかないといけないかなと思っております。それが、進め方が非常に難しいんですが、来月、9月の総会では意見書を決定したいと考えておりますので、また役員とも相談しながら、どういった手法がとれるのか、またどういった事例があるのか、また委員の皆さん、まだ出されていないような事例がありましたら、例えば、どうやっても、もう出入り口がなくて、大型の機械も入れないし、用途、農地としては、ちょっと担い手も使えないしというような、そういう農地をどうしたらいいのかとか、いろいろな事例あると思うんですが、集落に人をふやすために、あるいは弾力的な運用というふうなところで、説得力のあるような事例が示せないかと思っているんですが、また皆さんのお知恵をお借りして、今からでもいいもので、まだこれから1週間ぐらいのうちに、何かいいヒントがあれば、お出しただければと思います。

以上です。

議長

今、市街化調整区域における土地・建物規制のあり方について説明があったわけですが、今まで委員会で議論もいたしました。それから、つい先日の市会議員との意見交換会でも、このことが一番の話題になったわけですが、委員の皆様で今の説明に対しましてご意見ありましたら、お願いしたいと思います。

波田野さん、前に市長に……

波田野推進委員

建築基準法の関係だもんで、農地とはちょっと……、農地で転用はできるけれども、保育園をつくりたいと言っても、50センチ道が足りないとか、土地の、家の玄関先を削ってもらえば許可するけれどって言うもんで、環境はいいけれども、なかなかもう3年ぐらい……、農村も子供が減って、結局、今一番のものは、子供施策を充実させて、人口をいかにふやすかと言うけれども、そういうことを挙げている割には、特養みたいな特例がないもんで、一般の3,000平米以上で6メートルの道をどうしても要求するもんで、なかなか県道続きのようなところっていうわけにいかないもんで、そのことをちょっと懇談会のときに話はしましたけれども、この転用とはちょっと、建築基準法のほうの関係かな。

議長 都市開発と、それから……

波田野推進委員 都市開発か。

議長 建築基準法と、それから農地法とみんなつながっているわけだけれども、どうですかね。ほかに意見ありましたら。
前田委員。

前田農業委員 お願いします。

今の項目にも少し関係してくるわけですけれども、農地や農業を守っていくっていう、そういう立場だけでなく、地域を守っていくっていう、そういう立場も、我々が考えて、同じような要求をこの中に、項目を別にしなくてはいけないと思うんですけれども、農地だけだと、農民には非常にわかりやすいわけですけれども、でもほかの住民、例えば勤労者の人たちには非常に共感を得にくいというか、そういう問題もあるわけです。

だもんですから、これからの提言の方向として、我々の立場をもうちょっと広くして、地域を守るし、農業も守ると、その2つの立場から、もうちょっと幅広い提言をしていくことが私は必要だと思います。

何でかといったら、もう農業そのものの人口が減ってきているということで、どうしてもほかの人の賛同を得ないと進められない、そういう可能性も非常に出てきているわけです。

だから、今、波田野さんの意見もあったけれども、そういうことも含めて、入れていくということが、私は大事ななって思います。

私は、去年木を切るっていう話を出したわけですけれども、それもやっぱり集落を守っていくということと関係あって、梓川のほうでも出ていたわけですけれども、防護さくというか、動物から守るために農地にそういう柵を作るわけですけれども、柵の上に木がいっぱい出ているわけ。その枝から下へおりれば、もう柵なんて関係なしにどんどん猿は入ってこれるわけです。

だから、そういう問題は、集落というか、もちろん農地を守っていくということもあるけれども、地域を守っていくためには、猿も困るし、クマも困るし、イノシシも困るもんですから、やたらクマの出るようなところに人が住めと言ったって、なかなか人来ないし、そうすると、柵の向こう側の例えば5メートルくらいは木を植えちゃいけないとか、そこまであれだけれども、できるだけ切りなさいよとかって、何かそういう幅広さというか、地域を守っていくためにはそういうことが必要なので、もうちょっと提言をほかの人の意見も聞きながら作成し、我々の要求も正当だよということがわかってもらうようにしていくことも、これからは絶対必要だなって思っています。

議長 今、前田委員からそういったご意見があったわけでありましたが、ほかにどうですかね。

この間の市会議員との懇談会では、一部の人たちからは、いわゆる緑は緑として守ってくれという議員もおりましたけれども、田中委員長は、調整区域の見直しということまで私は踏み込まないというようなことで懇談したわけではありますが、一部の議員さんからは、この際、調整区域の廃止も含めたもっと踏み込んだことを農業委員から言ってもいいんじゃないかというようなことを言っていた議員さんも何人かおりました。

委員会の中でも、特に今井の委員の中からは、それを外せば、乱開発になって、手がつけられなくなるんじゃないかというふうな意見もありますが、今、安曇野市はこういう線引きはないですよ。じゃ、乱開発がどんどん行われているかといえば、それはそれなりにちゃんと委員責任の中で秩序立ってやっているところもあるわけですので、その辺も、もう一回皆さんにですね、議員から言われました。その辺まで踏み込んで意見書を出したほうがいいんじゃないか。農業委員という立場で出せないじゃないかと言う人もいるんですけども、私たちはこう思いますとはっきり主張すべきとの意見や、芳川の議員さんからは、現状をできるだけ維持してほしいというような意見もございました。委員の皆さんの中にも、様々なご意見があると思いますが、最終的に9月の委員会で方向性を出してもらえばと思います。この際でありますので、もうちょっと時間ありますので、皆さんからご意見ありましたら、お願いをしたいと思います。

はい、どうぞ。

前田農業委員

すみません、どうしてそういうことを私のほうで言うかっていうと、橋本さんなんか非常に痛切に感じていると思うんですけども、既に奈川では人口がゼロになってしまった集落があります。それで、もう30年、これから30年後に集落が存在するか、しないかというところもかなりあるわけです。私の集落もそうでした、これもほかの中山間地にみんな共通する問題じゃないかなと思うんですね。

だから、そういう立場から考えていくと、もう農業のことだけを考えている場合じゃない。そういう切羽詰ったものがありまして、私は梓川の山の際の集落なんか、みんなそれに該当するんじゃないかなって思うんですけども、そこが松本の発展を考えていく上で、非常に重要な問題だと思うものですから、そういう意見を上げているわけです。

議長

ちなみに、私の中山の話をちょっとしますと、私のグル輪に戦後の昭和27年ころですが17軒の開拓というかが入っているわけですね。それは1人1町5反の面積で入っているものですから、先ほどの50メートルだ何という、連たんから全部外れます。何かやろうとすると、これでひっかかって何もできないんですが、17軒のうちに農業をやっているのは1軒しかなくて、ほとんどもう農業から離れているし、廃屋になったり、それから後継者がいなんだりというのがいっぱいあります。

今のこの線引きの規制の中で、そこで何かやろうとすれば、空き家となった住宅を、じゃどこかお願いして、そこで住んでもらいたいと言っても、

全部都市計画法から始まって、建築基準法から何からといって、もうほとんどだめなんですね。

だけれども、いなくなっちゃっていることは事実で、ちょっと変な話をしますが、この間も、私、お宮総代をやっているんですけど、神社のお金を4, 500円出してくれないかと言ったら、いや、何せ年金来るまで待ってくれないかと言う人がそのうちの中で4軒ありました。

だから、そういう状況の中であるもんですから、もうちょっと規制を緩めてもらって、例えばさっきのそば屋さんも、70メートルか。20メートル足りないからだめだと言うんですね、だから何もできないですよ、そこから外れたら。そういうのを是正してもらいたいなというふうに思います。

人がいなくなっちゃった。この間も80何歳のじいさん倒れて、いなくなっちゃって、そこが空き家になっちゃう。誰が管理するだって話で、本当に苦労しているような状況で、都会からそこを借りてでも住んでもらえばいいですよ。そういうのが現状です。今、前田先生が言われていることと重複しますが。

どうですかね。これに対しましてご意見ありましたら。

はい、どうぞ。

田中委員長

1番の項目なんですけれども、もちろんやっぱり農地法、農振法、都市計画法、また建築基準法、やはり基本的には法律は変えられない。その中の運用で何とかなる方法はないか。それで、今、運用の中で悩みは何なのかという選択肢と事例を探しているところなんですよ。

だで、それぞれ率直な悩みとか、その次にもいろいろあると思うんですが、運用で改善できることならいいけれども、法律違反ができない。そういう具体的な実証といいますか、客観的事実に基づき、それをいかに成文化するかというところが、今の悩みどころなんですよ。

もちろん前田さんがおっしゃったとおり、会長もよく言うんですが、やっぱり地域がなくなれば、農業を守るなんていうことは、到底できなくなりますから、基本的なスタンスをそこに置いておかなきゃいけませんけれども、そういった今、前段で申し上げたことを含んだ中で、農業委員会として意見書の1項目をまとめたいというのが我々の今の方向です。

議長

それでは、項目1の市街化調整区域における土地・建物規制のあり様につきまして、もう少し皆様でご議論いただいて、この案を補佐のほうでまとめていただきたいと思いますというものであります。ありがとうございました。

以上で協議事項は終了いたしました。

報告事項に入ります。

初めに、報告事項ア、令和元年度土地利用型経営規模拡大奨励金の交付についてを議題といたします。

農政課の説明をお願いいたします。

宇治主事。

- 宇治（農政課） 26ページをごらんください。
令和元年度土地利用型経営規模拡大奨励金の交付について報告いたします。
まず、交付要件ですが、松本市の農用地について、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、7月1日時点で存続期間1年以上の利用権設定を受けている市内に住所を有する認定農業者の方に交付いたします。
交付金額に関しましては、10アール当たり3,000円を交付いたします。
令和元年度交付内容になりますが、交付該当者は現在、405人、対象面積は1,994万290平米です。
交付金額に関しましては、5,982万870円になっております。
地区別の内訳になりますが、27ページにございますので、確認をお願いいたします。
今後の交付金の支払いについてですが、まだ後日申請書を送付いたしまして、該当者の方の申請に基づき、順次支払う予定になっております。
報告事項は以上となります。
- 議長 ただいま農政課から説明がありましたが、これより質疑を行います。推進委員の皆様も含めまして、発言のある委員さんは挙手をお願いします。
長谷川委員。
- 長谷川農業委員 大規模農家が対象だと思うんですけども、大きな圃場、30アール、50アールばかり借りていて、20とか10アールの圃場もちょっとは借りてくれるように要件つけたらいかがか。
- 議長 宇治主事。
- 宇治（農政課） そうですね。大きい農地だけでなく、小さい農地もという……
- 長谷川農業委員 全部とは言わないけれども、5%とか10%ぐらいは借りてくれたら、この3,000円を払うというふうにしたら、ちょっとはいいと思うんだよね。
- 宇治（農政課） 今、交付基準の金額が10アール3,000円という形になっているので、ちょっと今後、そのあたりも、交付基準に関して見直しをさせていただくようにいたします。
- 議長 板花補佐。
- 板花局長補佐 先般、河西部ブロックでブロック会議をやったときに出た意見の中で、長谷川委員がお気づきになったことだと思いますけれども、島立地区では、担い手が大規模な農地を引き受けることはもちろんなんですけれども、何%かの小規模農地を必ずセットで引き受けるようにという紳士協定があ

るということだそうです、島立は。

だもんで、そういうことをやっているもんで、地区内の小規模な農地も割と利用増進されて、遊休農地の削減につながっているんじゃないかというふうなことだそうです。

補助金を交付する際に、そういった取組みを反映させれば、より遊休農地が減るんじゃないかという、そういう前向きな提案かと今、お聞きしました。

議長 いいですかね。
 はい、どうぞ。

宇治（農政課） 先ほど行うと言ってしまったんですけれども、検討させていただくようにいたしますので、お願いいたします。

議長 議員との懇談会の中でも、議員さんから、今、集約だ、集積だと言って、大規模に担い手へ渡せ渡せと言っているんだけれども、例えば飯米つくって、自家用の野菜をつくっている人たちもいるわけですし、それも農家でありまして、先ほど前田先生が言われたように、そういった人たちが景観というか、農村風景などを維持しているんじゃないかというような意見も出ました。
 それで、その後、どういうふうを考えているんだという意見もありまして、これ、理事者ともそのような話をこれからしていかなきゃいけないんじゃないか。
 何も、集約、集積して、まとめて、担い手に渡すだけが農業委員の仕事じゃないと思いますので、その辺のところも含めまして、また皆さんと一緒に考えていければと思います。
 ほかにどうですかね。
 波場さん。

波場推進委員 この助成金3,000円だけれども、認定農業者ということなんだけれども、私たち、遊休農地をやっぱり依頼して、認定農業者の方にお願ひしますねと言って、休耕田のところを耕作してもらうわけだけれども、実際にこうやって現場を見ると、借りてはくれたと。それでいこうと返事ももらったんだけれども、現場へ行くと、草ぼうぼうで雑木もあつたり、今回既に4年目になるんですが、そういう土地がいっぱいありまして、再三処理してくれないかと頼んでも、やらないんですよね。結局、助成金目当てなんですよね。この辺を要は改善するために、何かまたいい方法ないのかなと思ったんですよ。

議長 宇治主事。

宇治（農政課） ちょっと今すぐにとすることは回答できないんですが、農政課内でも相談

して、そういった現状があるということを相談するようにいたしますので、よろしく願いいたします。

議長 いいですか。これは農業委員がまず現地確認をするということで、絶えずパトロールしながら、農地を見回って歩いているんだけど、これ、農業委員の承認があって初めて支払われるわけでしょう、この補助金は。3,000円。

そのときに、今、波場さんの言ったように、この土地は、そんな奨励金出す土地じゃないって農業委員が認めたら、それは払うの、払わないの。

宇治（農政課） うちが台帳上でしか管理できてないので。

議長 できないよな。現場の、じゃ何が何でもそれはお支払いしますは結構なんだけども、ちょっと川嶋主事。

川嶋（農政課） 農政課の川嶋と申します。

農地パトロール等行っていると思いますので、その際に、非農地決定したところに関してはもちろん対称から外してありますし、あと貸した上で、耕作してないという実績が、実績というか、現状がありましたら、随時合意解約をしていただければ、その耕作者に対しては交付金が出ませんので、ちょっと耕作してない現状に対して指導していただくなり、もしくは解約して、別の方に貸していただくなりというような助言を地主のほうにもしていただければ、こちらとしてもありがたいので、ぜひご協力のほうよろしく願いいたします。

波場推進委員 今回、農地パトをやったわけですけども、事前にもうわかってはいるんですよ。再三、貸した地主とも協議をして、いや、これこれこうで、今回4年目だ、今度は5年度目だ、来年はもう解約しようという話はしてあるんだけど、実際、本人に確認すると、いや、ソバをつくりますよ、いや、つくるぞという表現をされちゃうんだよね。現実問題として。

それで、今回もどうせ出来ないとかわかってはいるけれども、遊休農地で上げてはなりません。そういうことになっちゃうんですよ。こっちが頼んで、引き受けてもらっているところだもんでね。

議長 いいですね、それで。
ほかにどうですかね。

[質問、意見なし]

議長 ただいまの事務局の説明のとおりでありますので、ご承知おきいただきたいと思っております。

次に、報告事項イ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といた

します。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、28ページ、29ページでございます。

28ページは、ごらんのとおりでございます。シンポジウムの話も出ましたし、市議会経済地域委員との懇談会も先程の話のとおり、そういった日程を消化しております。

あと、ちょっとここ、落としてしまいましたが、8月23日の金曜日には、先ほども出ましたが、河西部ブロック活動としまして、農業委員会の農業委員、推進委員とハイランド農協の河西部ブロック4支所の職員との意見交換会を行っております。農地の利用や集積に向けての課題について、JA職員と意見交換をしたところでございます。

29ページは、当面の予定ということでお願いします。

9月7日、農林業まつりがあります。改めて確認をさせていただきますが、前半の部、8時から11時までの3時間につきましては、南部ブロック、そして河西部ブロックの農業委員さん推進委員さんをお願いします。11時から2時までの3時間につきましては、北東部ブロック、西部ブロックのそれぞれの委員さんをお願いします。

なお、後半の部、遅番の委員につきましては、弁当の準備がございしますが、もし要らない委員さんがおられましたら、私に今日じゅうにご一報をお願いします。弁当が要らない委員さんは、私に報告をお願いします。

あと、農業委員会のところでは一貫目クイズやりますが、寄贈農産物について、きょうも何人かに報告書を出していただいております。いいものじゃなくていいんですが、余っていて困るようなものがもしあれば、ぜひ一貫目クイズ用にご提供いただければと思います。

報告用紙の期限はきょうまでだったんですけれども、もしご提供いただけるのであれば、当日お持ちいただくということでお願いできればと思います。

続きまして、9月20日、農地転用の現地調査、今回の担当は青木委員と中條委員ということでお願いします。もしご都合が悪いようでしたら、事務局にご一報ください。

それから、9月21日であります、東山部くだものまつりということで、既にもしかしたらJAハイランドから連絡が行っているかもしれませんが、山辺地区を主体に、四賀、本郷、岡田、中山、寿、内田の8人の農業委員さん、そして山辺地区の朝倉推進委員さんにもお願いしたいということでございますので、ご協力をお願いします。

農林業まつりの一環としての東山部くだものまつりですので、ぜひ盛り上げていただきたいというハイランド農協からの依頼でございます。

そして、9月30日が9月の総会であります。

以上でございます。

議 長

以上で報告事項は終了いたしました。

その他の項目に入ります。

最初に、松本農業改良普及センターの資料につきまして、補佐、お願いします。

板花局長補佐

普及センターの小川補佐、きょうお見えじゃないもんですから、普及センターの資料をお配りしましたけれども、ポイントは、農産物の盗難というようところが2枚ほどめくったところにあります。山辺地区でも、農産物盗難防止へ若手が農地のパトロールを始めているというようなこともありました。

農産物の盗難の時期ですので、ご注意いただきたいということで、いろいろな資料がつけてあります。よろしく願いいたします。

議 長

続きまして、事務局より連絡項目をお願いいたします。

板花局長補佐

あと2点お願いします。

事務連絡でお願いしてはいますが、松塩筑安曇農業委員会協議会地域農業振興等功績者表彰のご案内でございます。

すぐれた功績がある、この人こそは、あるいはこの団体こそはというような該当者がおられましたら、9月17日までに事務局にご一報いただきたいということでございます。

1枚めくっていただくと、表彰基準があります。優秀な農業経営を行い、地域農業振興に功績があった者、農業新技術の開発普及に功績があった者、農地利用の最適化の推進に功績があった者等が基準になってございます。表彰は来年2月のこの協議会の農業活性化セミナーの席になります。

最後のページにこれまでの履歴、誰が受賞したかという記録をつけてございます。

もし、これはという方がおられましたら、17日までに事務局へお願いします。

そして、何もそういう連絡がない場合は、例年に倣って、9月の定例総会で3地区を選定の上、改めて関係地区に依頼をさせていただきます。

順番からいきますと、そろそろこの地区はというふうなところが、旧市と梓川と安曇、奈川、安曇は農家自体が少ないんで、難しい部分もあろうかと思いますが、旧市、梓川、安曇、奈川あたりがそろそろの順番になっています。けれども、順番とは別に、この人こそはというふうな方がいましたら、9月17日までにまずお願いします。

もう一点でございます。きょうお配りしておりますが、松本市農政概要平成30年版、ピンクの冊子でございますが、刊行になりましたので、配付をさせていただきました。

以上、連絡事項2点です。

あと、最後に、毎月のお願いで恐縮でございますが、また後ほど、きょう欠席されている委員さんの分、こちらに封筒に入っていますので、事務局から配付させていただきます。会議結果と併せましてつないでいただけた

らと思います。

また、農地審議関係の申請原本でございますが、机の上にそのまま残しておいてください。

以上、よろしくお願いいたします。

議長 　　その他全体を通しまして委員の皆様から何かありましたら、発言をお願いいたします。

中條農業委員 　　ちょっと1つだけいいですか。

議長 　　中條委員。

中條農業委員 　　農地パトロールをやる上で、皆さんちょっとどうやっているか、初めてだもんでいろいろわからないんですが、車にマグネットでつける「農地パトロール」というのが、何かどこかの冊子に出ていたんですが、そういうのは仕入れられるんですか。

板花局長補佐 　　事務局にたしか1枚だったか2枚だったか、このプレートあるもんで、おっしゃっていただければ、事務局で貸し出しますし、ただ、全員分はないもんですから、買えるかどうかということも含めて、また来月、ただ、もう終わっちゃいますね。

中條農業委員 　　毎月やる。ただ、知らないところ、顔が狭いもんで、知らない人がいっぱいいて、何しに来たって……

板花局長補佐 　　何らかの対処をしますので。

中條農業委員 　　すみません。

議長 　　ほかにどうですか。ご意見ありますか。

[質問、意見なし]

議長 　　以上で本日の案件は全て終了いたしました。円滑な議事進行にご協力をいただきまして、ありがとうございます。

これで議長を退任いたします。どうもありがとうございました。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長 _____

議事録署名人 4 番 _____

議事録署名人 5 番 _____